

令和3年度第2回  
豊島区介護予防・日常生活支援  
総合事業説明会

豊島区 高齢者福祉課  
総合事業グループ



# 豊島区における総合事業の運用について



# 豊島区における総合事業

## 総合事業の基本理念

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態になることを予防する

## 豊島区の課題

- 通所介護事業所によるサービスで区独自の基準によるサービスが展開できていない。
- 住民主体による通いの場「つながるサロン」の登録団体数が少ない。



## 豊島区の目指す姿

豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和2年度策定）より

住民等の多様な主体が参画する多様なサービスを充実させることで、地域の支え合いを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行い、介護の重度化を防止します。

- 通所型サービスの充実
- 短期集中通所型サービスの効果的な運用
- 住民主体による通いの場「つながるサロン」の拡充



# 豊島区における総合事業の運用について

サービス類型・内容		H28	H29	H30	R元	R2	<b>R3</b>	R4~	
訪問	国基準(従来型)	事業開始							
	区独自基準(A型)			事業開始					
	住民主体型(B型)		事業開始						
	短期集中型(C型)	事業開始							
通所	国基準(従来型)	事業開始							
	区独自基準(A型)						事業開始		
	住民主体型(B型)				事業開始				
	短期集中型(C型)				事業開始		モデル事業		
生活支援	入浴・移動支援、配食	未実施							

## 令和3年度の動き

- ▷ 訪問、通所の全てのサービス類型でサービス提供が可能となりました。
- ▷ 短期集中型通所事業にて東京都によるモデル事業を実施いたします。



# 豊島区における総合事業の運用について

## ○訪問型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防訪問事業 (A2)	としま介護予防 訪問サービス (A4)	としまいきいき 訪問サービス(A4)	生活支援 お助け隊(B)	短期集中訪問型 サービス事業(C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)			1年 (再申込み可)	3～6か月
サービス 提供者	指定介護事業所			シルバー人材 センター、社会福祉 事業団	リハビリ専門職等
従事者	ホームヘルパー		ホームヘルパー <b>又は</b> <b>区研修の修了者</b>	<b>区研修の修了者</b>	
利用料	306円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・2割の場合600円、3割の場合900円)		30分・300円 60分・600円	無料
内容	入浴や排せつなどの <b>身体介護や生活 援助</b>	見守り程度の <b>簡易な身 体介護や生活援助</b>	掃除・洗濯・買い 物・調理・薬の受け 取りなどの <b>生活援助</b>	掃除・洗濯・買い物 などの <b>家事援助</b>	リハビリ、口腔ケア、 栄養指導等、生活機 能改善のための助言
対象者	● 身体介護と生 活援助が必要 な方	● 簡易な身体介護と生 活援助が必要な方	● 生活援助のみ必要 な方	● 家事援助のみ必 要な方	● 短期集中的な支 援で生活機能の 改善が見込まれ る方
	要支援 1・2			要支援 1・2、事業対象者	



# 豊島区における総合事業の運用について

## ○訪問型サービスにおけるサービスの一例

分類	国相当基準サービス	訪問型サービスA		訪問型サービスB	訪問型サービスC
サービス名	①介護予防訪問事業	②としま介護予防訪問サービス	③としまいきいき訪問サービス	④生活支援お助け隊	⑤短期集中訪問型サービス事業
コード	A2	A4		—	—
サービス内容	<p>右記②のサービス内容に無い以下の「<u>身体介護</u>」を含むサービスを実施する場合</p> <p>1-1 排泄・食事介助 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-4 起床及び就寝介助</p> <p>※サービス内容が②又は③に該当する場合も、公費助成対象の利用者については、このA2で請求する。</p>	<p>老計第10号により示された「身体介護」のうち以下のもの、及び「家事援助」 (身体介護) 1-0 サービス準備・記録等 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援のための見守りの援助 (家事援助) 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 調理・配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り</p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 <u>調理</u>・配下膳 2-6 買い物・<u>薬の受け取り</u></p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>老計第10号により示された「家事援助」のうち、以下のサービスのみ 2-0 サービス準備等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベットメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 配下膳 2-6 買い物 ※<u>調理と薬の受け取りを除く</u></p> <p>※生業の援助的な行為及び直接本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為を除く。</p>	<p>3～6か月の期間で、リハビリテーション専門職等からリハビリテーション、口腔ケア、低栄養改善などのアドバイスを受けて、日常生活機能の向上に取り組めます。</p>

同じ月内でのA2とA4の併用はできませんのでご注意ください。

# 豊島区における総合事業の運用について

## ○通所型サービスの類型

区分	国相当基準	区独自基準	住民主体	短期集中型
サービス	介護予防通所事業 (A6)	としまりハビリ 通所サービス(A8)	つながるサロン(B)	短期集中通所型サービス (C)
期間	定めなし (ケアマネジメントによる)	<b>最長6か月を目安に利用</b> (ケアマネジメントによる)	1年(再申込み可)	3か月(12回)
送迎	必要な方は送迎可	<b>必要な方は送迎可</b>	なし	なし
利用料	419円 (定率・1割の場合)	300円 (定額・1割の場合)	無料 (会食実費)	無料 (会食実費)
内容	選択的サービス (入浴・食事・口腔ケアetc.)	機能訓練に特化 個別プログラム(並走型)	介護予防に資する活動 をする自主グループ	専門職による集団プログラム、栄養指導
目標	必要な支援を続けながら 在宅生活を継続	<b>運動機能を向上させ、いち早く、地域資源を活用するなどして、自立した日常生活を取り戻す。</b>	社会・地域との繋がりを 持ち続ける	運動機能を向上させ、地域 との繋がりを維持する
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅での入浴困難</li> <li>● 認知機能低下</li> <li>● 低栄養状態</li> <li>● 難病・その他疾患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能訓練の必要がある</li> <li>● 自立的な在宅生活を 目指すことができる</li> <li>● 短期集中通所型サービス 後、回復途上にある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期集中通所型サービス で学んだことを続けたい</li> <li>● 地域との交流を持ちたい</li> <li>● 自己通所可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期集中的に改善が見込める</li> <li>● 学んだことを自分で続ける 意欲がある</li> <li>● 自己通所可能</li> </ul>

# 主なサービスのご案内



# としまりハビリ通所サービスのご案内

足腰が弱くなった...



リハビリしたいけど送迎してもらえないと通えないの

転倒が不安で外出が減ってきた...



リハビリでもっと元気になって外出がしたい!

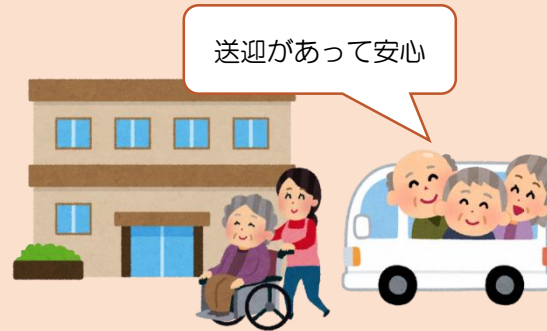
高齢者総合相談センターへ相談



通所型サービス検討会を開催\*

いざ参加!

## としまりハビリ通所サービスへ通いましょう!



送迎があって安心



リハビリで元気に!

元気がいっぱい!  
リハビリで

リハビリで学んだことを日常生活に取り入れて、元気な生活を!

趣味の活動、つながるサロンや区民ひろばなどで楽しく元気を保ちましょう。

体力がつくと自身がつく!



外出できると楽しい!

\* 豊島区高齢者福祉課内で専門職による検討を実施

# としまリハビリ通所サービスのご案内

リハビリに特化したデイサービスです。

リハビリにより、単に運動機能の維持・改善を目的とするものではなく、運動機能の維持・改善を通じて、いち早くつながるサロンや地域資源に結び付け、サービスを利用せずに、自立した日常生活を送れるようになることを目指します。

- 週1回または2回 1回90分程度
- 送迎あり
- 利用料金：1回あたり300～900円（負担割合による）

\* 令和3年4月時点 指定事業所

◆事業所	◆所在地	◆提供日時	◆対象エリア
リハビリセンターあゆむ	長崎5-8-6	月・火・水・木・金曜 10:30～12:00 13:30～15:00	東部・菊エリア除く 区内全域
リハビリデイサービスまんぞく	池袋本町3-28-6	月曜 10:00～11:30 14:30～16:00	高田・駒込・千早4・ 長崎6・南長崎6除く 区内全域
ケア・トラスト ちょこっとリハビリサロン 一期の家千川	要町3-33-1	月・木曜 14:30～17:00	調整中

# としまリハビリ通所サービスにおける加算相当費について

令和3年度から開始となった、としまリハビリ通所サービス（A8）では、基本報酬の他に区独自の加算相当額を設けています。

## ○加算の内容等

加算名	加算の要件	加算額
介護認定軽度化 加算相当費	サービスの利用者に運動機能の改善がみられ、要支援更新認定等により、 <u>介護度が軽度化した場合。</u> (例) 要支援2→1、要支援1→非該当	1人あたり 10,000円
自立化 加算相当費	介護予防手帳を活用したセルフプランや地域の通いの場に参加するなどして、 <u>サービスを利用せずに自立した日常生活を送れるような状態と客観的に認められ、かつサービスを終了した場合。</u>	1人あたり 20,000円
副都心 加算相当費	サービスの提供を利用者に対して行った場合。	1か月あたり 50,000円



# 短期集中通所型サービスのご案内

運動してもっと  
元気になりたい...



ジムは無理だしデイサービスは  
自分には早いな

ひとりの食事は  
美味しくない...



何を食えばよいかも  
分からないし食欲がない

行くところもないし  
友達が欲しい



お金もかけたくないけど  
家にこもっているのは寂しい

高齢者総合相談センターへ相談



通所型サービス検討会を開催\*

いざ参加!

短期集中通所型サービス  
へ通ってみましょう!

リハビリ  
コース



栄養改善  
コース

仲間ができた

つながるサロン  
として引き続き活動しましょう!

短期集中通所型サービス  
で学んだことを、  
そこでできた仲間と一緒に  
楽しく続けましょう!

元気に!

美味しく!



楽しい!



\* 豊島区高齢者福祉課内で専門職による検討を実施



# 短期集中通所型サービスのご案内

約3か月間、施設に通い、短期的に集中したプログラムを実施します。

## 『リハビリテーションコース』

リハビリ専門職などが個別に計画をたて、一緒にリハビリ・運動をします。

運動機能を維持向上させて、フレイル（虚弱）予防・介護予防に取り組みましょう！



- 週1回・約3か月間（全12回） 1回2時間程度（午前中の実施を予定）
- 1回 10名程度（運動制限がある方は参加が出来ない場合があります）
- 送迎なし
- 利用料金：無料（交通費は自己負担）

◆会場	◆所在地	◆開催日	◆実施期間	◆締切
ジェクサー フィットネス&スパ大塚	南大塚3-33-1-5階	木	9月16日~12月16日*1	9月9日
高田介護予防センター	高田3-38-7	水	11月10日~2月9日*2	11月4日
ジェクサー フィットネス&スパ大塚	南大塚3-33-1-5階	木	12月23日~3月17日*3	12月16日

\* 1…9月23日、11月25日 \* 2…12月15日、12月29日 \* 3…12月30日 はお休みになります 13





# 短期集中通所型サービスのご案内

約3か月間、施設に通い、短期的に集中したプログラムを実施します。

## 『栄養改善等コース』

管理栄養士による個別の栄養指導を受けながら、グループで一緒に会食をします。

偏りがちな食生活を改善することは、フレイル（虚弱）予防・介護予防には大切な取り組みです！



- 週1回・約3か月間（全12回） 1回2時間程度（午前中の実施を予定）
- 1回 10名程度（特別治療食が必要な方やアレルギーがある方は食事が出ない場合があります）
- 送迎なし
- 利用料金：無料（交通費・弁当代1回600円程度は自己負担）

◆会場	◆所在地	◆開催日	◆実施期間	◆締切
東池袋フレイル対策センター	東池袋2-38-10	水	10月6日～1月12日*	9月29日

\*…11月3日・12月15日・12月29日 はお休みになります



# 通所型サービスの選び方について

豊島区では、利用者の方に上手に通所事業を利用していただけよう、通所型サービスを利用する際のポイントを下記のとおりご案内しております。

- ① 目標・期間を決めて、目標達成に向けて一定期間サービスを利用しましょう。
- ② サービスで学んだことを生活に取り入れて、自分で出来ることを増やすよう意識しましょう。
- ③ 自分で出来ることが増えてきたら、サービスの利用を減らし、趣味の活動やつながるサロンなどを活用して元気な生活を目指しましょう。



**「実現可能なちょっと前の生活」を取り戻す！**

豊島区では上記の方針に沿った通所型サービスの運用を進めるため、高齢者福祉課内に「通所型サービス検討会」を設置しております。この検討会では、各利用者のサービス利用について、どのサービスをご利用いただくのが良いか専門職も交えて検討し、その結果を区の意向として担当の地域包括支援センターへお伝えしております。

# 令和3年度における基本報酬等について



# 令和3年度における基本報酬等について

介護報酬の改定に伴い、豊島区の総合事業における国相当基準のサービスについても同様に基本報酬を引き上げております。また、区独自基準のサービスについても、国相当基準のサービスと同じ単位数だけ基本報酬を引き上げておりますが、利用者負担額は改定前の金額を据え置いています。

## ○訪問型サービス・国相当基準（A2） 介護予防訪問事業

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	267単位	268単位
利用者負担額（1割負担）	305円	306円

+1単位  
+1円

※令和3年9月30日まではコロナ対応に伴う特例的な評価として0.1%の上乗せ請求が可能。

## ○訪問型サービス・区独自基準（A4） としま介護予防訪問サービス／としまいきいき訪問サービス

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	267単位／224単位	268単位／225単位
利用者負担額（1割負担）	300円	300円

+1単位

据え置き

# 令和3年度における基本報酬等について

## ○通所型サービス・国相当基準（A6） 介護予防通所事業

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	380単位	384単位
利用者負担額（1割負担）	415円	419円

+4単位  
+4円

※令和3年9月30日まではコロナ対応に伴う特例的な評価として0.1%の上乗せ請求が可能。

## ○通所型サービス・区独自基準（A8） としまりハビリ通所サービス

	(旧) 令和3年3月まで	(新) 令和3年4月から
基本報酬	380単位	384単位
利用者負担額（1割負担）	300円	300円

+4単位

据え置き

- ▷ 基本報酬は国相当基準、区独自基準とも引き上げ
- ▷ 区独自基準サービスの利用者負担額は改定前の金額を据え置き



# コロナ対応に伴う特例的な評価について

令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症の対応として、令和3年9月30日までの間、各サービスの基本報酬の0.1%に相当する単位数（上乘せ分）を算定することとなりました。

## ○介護報酬における取扱い

介護報酬については、当該上乘せ分の算定は**必須**となっています。

上乘せ分の請求を行わなかった場合、当該請求は**返戻扱い**となりますので、各事業者とも請求を行っていただくようお願いします。

## ○本区の総合事業における取扱い

総合事業においては、国相当基準のサービス（A2、A6）のみ、当該上乘せ分の**請求が可能**となっております。

請求するかどうかは各事業所の任意となり、請求が無くても返戻扱いとなることはありません。

また、遡及して上乘せ分を請求する場合は、過誤申立てにてご対応ください。

サービス種別	請求の可否	請求コード
国相当基準（A2、A6）	請求 <b>可能</b>	A2：A2 8310 A6：A6 8310
区独自基準（A4、A8）	請求 <b>不可</b>	請求コード無し

# 加算の届出について

令和3年度介護報酬改定等において、新設・変更等のあった加算等に関しては基本的に新たに届けていただく必要があります。

## ○届出期限

異動予定日の前月15日まで

## ○届出方法

郵送または窓口持参にて下記書類の提出をお願いします。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算ごとに必要な添付書類（詳細はHP等でご確認ください）

※令和3年度から届出書等は押印不要となっております。

## ○届出が不要なケース

- ・新設の加算等の取得を希望しない場合
- ・変更があった加算等のうち算定要件等に変更のない区分を引き続き算定する場合  
→区分の名称のみが変更される場合（例）加算Ⅰ.イ→加算Ⅱ.となったが算定要件には変更がない

具体的な届出手続については区のHPにてご確認ください。

## としまリハビリ通所サービスにおける加算相当費について

令和3年度から開始となった、としまリハビリ通所サービス（A8）では、基本報酬の他に区独自の加算相当額を設けています。

## ○加算の内容等

加算名	加算の要件	加算額
介護認定軽度化 加算相当費	サービスの利用者に運動機能の改善がみられ、要支援更新認定等により、 <u>介護度が軽度化した場合。</u> （例）要支援2→1、要支援1→非該当	1人あたり 10,000円
自立化 加算相当費	介護予防手帳を活用したセルフプランや地域の通いの場に参加するなどして、 <u>サービスを利用せずに自立した日常生活を送れるような状態と客観的に認められ、かつサービスを終了した場合。</u>	1人あたり 20,000円
副都心 加算相当費	サービスの提供を利用者に対して行った場合。	1か月あたり 50,000円

# としまりハビリ通所サービスにおける加算相当費について

## ○届出の方法等

加算名	提出書類	届出期限
介護認定軽度化 加算相当費	指定の申請書兼請求書 ※対象者一人につき1枚	認定変更確認月の 翌々月15日
自立化 加算相当費	指定の申請書兼請求書 ※対象者一人につき1枚	サービス終了月の 翌々月15日
副都心 加算相当費	・指定の申請書兼請求書 ・サービス提供表または国保連への請求情報が 分かるものの写し	対象月の 翌々月15日

※副都心加算相当費は、複数月分まとめた申請も可能です。

## ○支払時期

請求いただいてから、1～2か月程で指定口座へ振り込まれます。

具体的な申請方法等は区のHPにてご確認ください。

ホーム > 健康・福祉 > 高齢者福祉 > 事業者向けの情報（総合事業） > 事業者向けの情報

# 総合事業における運用の弾力化について

## 【対象者の弾力化】

国の社会保障審議会において、「総合事業の利用者で要介護認定を受けた者については、本人の希望を踏まえつつサービスの利用が継続できるよう、運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和3年度より要介護認定者についても一定の条件下で総合事業のサービス利用が可能となっています。

### ○豊島区における運用

下記サービスを利用中に要介護認定を受けた方に限り、認定後も引き続き、当該サービスのご利用を継続いただけます。 ※新規利用の場合は不可。

- ①訪問型サービスB 「生活支援お助け隊」
- ②通所型サービスB 「つながるサロン」

### ○ケアマネジメントの取扱い

#### 総合事業のみ利用の場合

→「介護予防ケアマネジメント」を地域包括支援センターで作成、居宅の届出は高齢者福祉課へ

#### 総合事業と介護給付の併用の場合

→「ケアプラン」を居宅介護支援事業所で作成、居宅の届出は介護保険課へ



# 総合事業における運用の弾力化について

## 【サービス価格の上限の弾力化】

国の社会保障審議会において、「国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため運用を弾力化することが重要」との意見があり、介護保険法施行規則の改正により、令和3年度より総合事業のサービス価格は国が定める額を勘案しつつ、市区町村が任意に定めることとなりました。

### ○豊島区における運用

下記サービスにおいて、サービス価格の上限を引き上げました。

#### ・通所型サービスA「としまりハビリ通所サービス」

事業対象者・要支援1の場合 (旧) 1,655単位 → (新) 1,920単位

事業対象者・要支援2の場合 (旧) 3,393単位 → (新) 3,555単位

### ○給付限度額等との関係

通所型サービスAではサービス価格の上限が引き上がりましたが、その他サービス価格の上限、各利用者における給付限度額は従来そのままとなります。

A8サービス利用の方のご請求の際は、給付限度額内の請求となっているかご確認をお願いします。





# 総合事業における運用の弾力化について

○各サービスの上限額

サービス区分	単位数
介護予防訪問介護（A2） としま介護予防訪問事業（A4） としまいきいき訪問事業（A4）	（週に1回程度） 1,176単位 （週に2回程度） 2,349単位 （週に2回以上） 3,727単位※ ※要支援2の場合のみ
介護予防通所介護（A6）	（事業対象者、要支援1の場合） 1,672単位 （事業対象者、要支援2の場合） 3,428単位
としまリハビリ通所事業（A8）	（事業対象者、要支援1の場合） <u>1,920単位</u> （事業対象者、要支援2の場合） <u>3,555単位</u>

赤字部分のみ上限を引き上げ。それ以外は変更なし。



# 介護予防ケアマネジメントの変更について

総合事業利用の際に作成いただく「介護予防ケアマネジメント」について、令和3年度より運用が一部変更となっています。

## ○変更点

項目	変更前	変更後
ケアプラン作成期間	新規の場合：3か月間 それ以降：6か月間	認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間 → <b>期間の縛りは撤廃</b>
ケアマネジメント類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントA (一般的なケアマネジメント)</li> <li>ケアマネジメントC (初回のみ作成の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメントA</li> <li><b>ケアマネジメントB ※新設</b> (簡略化したケアマネジメント)</li> <li>ケアマネジメントC</li> </ul>
使用する帳票	<p>【開始時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書</li> <li>重要事項説明書</li> <li>個人情報使用同意書</li> </ul> <p>【プラン様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都様式または豊島区独自様式 (ケアマネジメントCは区独自様式)</li> </ul>	<p>【開始時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書 → <b>ケアマネジメントB、Cの場合は不要</b></li> <li>重要事項説明書</li> <li>個人情報使用同意書</li> </ul> <p>【プラン様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京都様式または豊島区独自様式 → <b>ケアマネジメントAの場合</b></li> <li><b>介護予防手帳</b> → <b>ケアマネジメントB、Cの場合</b></li> </ul>

# 介護予防ケアマネジメントの変更について

## ○変更後の取扱い一覧

類型	プロセス					プラン 最長期間	使用する帳票	対応するサービス	再委託
		開始月	翌月	翌々月以降	サービス終了月				
ケアマネジメントA	サービス担当者会議	○	×	×	○	認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島区独自帳票 (すこやか生活プラン) or 都様式(A表~F表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定事業所のサービス (訪問型)A2、A4 (通所型)A6、A8</li> </ul>	○
	モニタリング	○	○	○	○				
ケアマネジメントB	サービス担当者会議	○(※1)	×	×	地域ケア会議(※2)	サービス終了後3か月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防手帳 (私のプラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期集中サービス (訪問型)C (通所型)C</li> </ul>	×
	モニタリング	○	○	○	○				
ケアマネジメントC	サービス担当者会議	×	—	—	—	サービス開始確認により終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防手帳 (私のプラン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民主体のサービス (訪問型)B (通所型)B</li> </ul>	×
	モニタリング	○	—	—	—				

※1 モデル事業の場合には、リハ職同行訪問をサービス担当者会議とみなす場合もあり。

※2 地域ケア会議をサービス担当者会議とみなす。